

ソムオーのタベ / タイ大使館

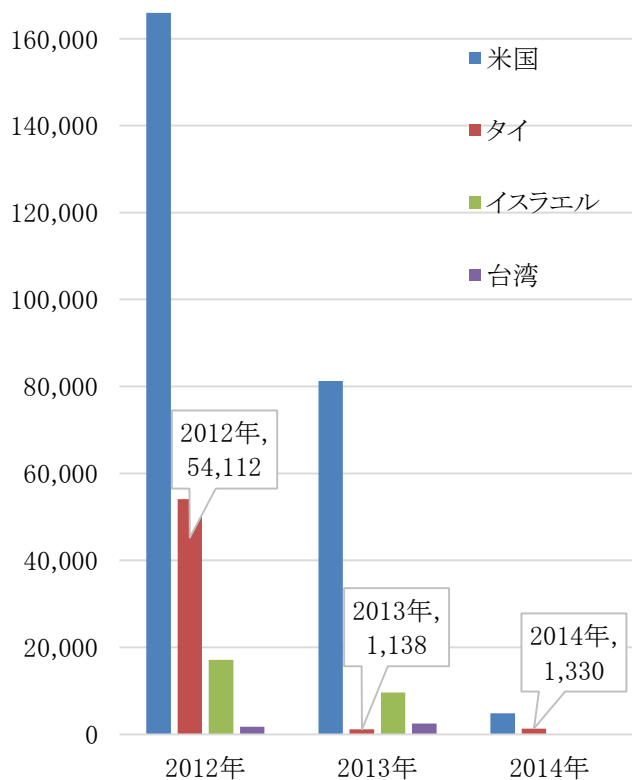
タイ大使館で平成26年9月9日(火)18時から「ソムオー(ポメロ)のタベ」が輸入業者、卸売り業者等の関係者を招待して開催された。当日は、ソムオーの食べ方やソムオーを使ったレシピの紹介やタイ料理でのレセプションが行われた。

参考:タイ産のポメロについては、2012年に蒸熱処理を条件に解禁された。

タイ解禁以降のポメロの輸入量

輸入国	2012年	2013年	2014年
米国	165,958	81,287	4,847
タイ	54,112	1,138	1,330
イスラエル	17,171	9,645	
台湾	1,767	2,478	

資料:植物検疫統計 単位:kg



食品表示に関する制度、食品表示法の概要、

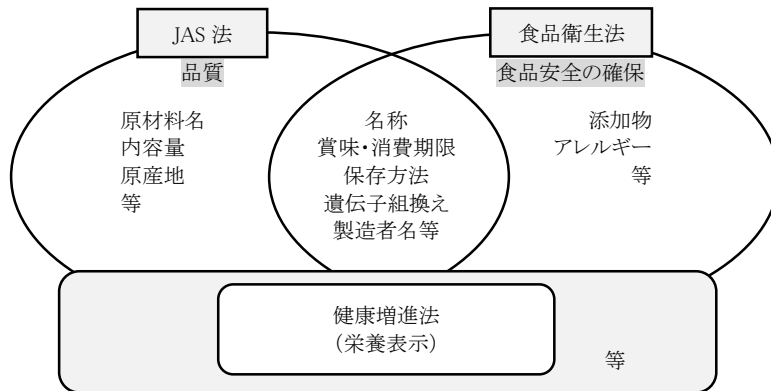
食品の現行の食品機能性表示制度 / 消費者庁

消費者白書から抜粋 http://www.caa.go.jp/adjustments/index_15.html

図は日青協で再編集につき、例など詳しくは上記の消費者庁ホームページをご覧ください。

図表 1-1-8 食品表示に関する制度(一部抜粋)

食品衛生法	JAS 法	健康増進法	
【目的】 ○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	【目的】 ○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	【目的】 ○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る	
○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条) 等	○製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13) ○品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2) 等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2) 等	表示関係 表示関係以外
○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○規格基準に適合しない食品等の販売禁止 ○都道府県知事による営業の許可 等	○日本農林規格の制定 ○日本農林規格による格付 等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○受動喫煙の防止 ○特別用途食品に係る許可 等	



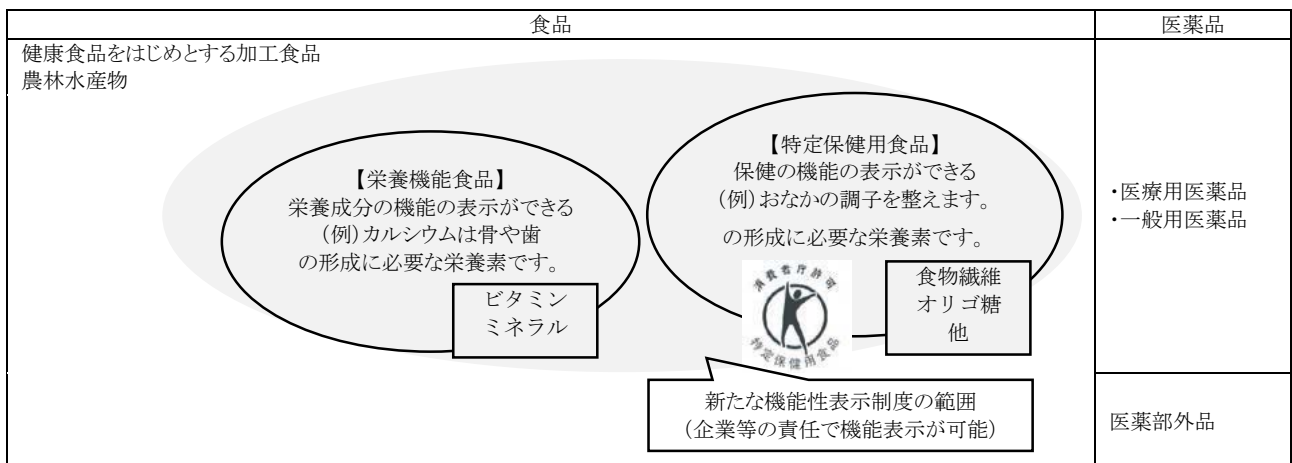
図表1-1-9 食品表示法の概要(一部抜粋)

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)	整合性の取れた表示基準の制定 消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示 消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与効果的・効率的な法執行
目的 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大 【新制度】 ・食品を摂取する際の安全性 ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保 ○基本理念(3条) ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本 ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮 食品表示基準(4条) ○内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定 ①名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項 ②前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項 ○食品表示基準の策定・変更 ~厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取	【現行】 ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止 ・JAS 法…品質に関する適正な表示 ・健康増進法…国民の健康の増進

図表1-1-9 食品表示法の概要(一部抜粋)つづき

<p>食品表示基準の遵守(5条) ○食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務</p>
<p>指示等(6条・7条) ○内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類) ～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示 ○内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令 ○内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令 ○指示・命令時には、その旨を公表</p>
<p>立入検査等 ○違反調査のため必要がある場合 ～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去</p>
<p>内閣総理大臣等に対する申出等(11条・12条) ○何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき ～内閣総理大臣等に申出可 ⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置 ○著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権 (適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)</p>
<p>権限の委任(15条) ○内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任 ○内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任 (政令)</p>
<p>罰則(17条～23条) ○食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定</p>
<p>附則 ○施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行 ○施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備</p>
<p>(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い ○表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施 (法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。) 【今後の検討課題】 ○中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施 ○遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールへの調査等を実施 ○加工食品の原料原産地表示の取扱い ～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施 →上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始 ○食品表示の文字のポイント数の拡大の検討等</p>

図表1-1-10 食品の現行の食品の機能性表示制度(一部抜粋)



メキシコ産アボカドの残留農薬違反件数 / 日青協

残留農薬違反件数と消毒率

(資料:植物検疫統計)

月	2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		違反計(回)
	違反	消毒率%	違反	消毒率%	違反	消毒率%	違反	消毒率%	違反	消毒率%	違反	消毒率%	
1		14.3		26.9		54.9	5	39.9		28.3	4	11.4	9
2		17.1		48.6	1	37.6	5	26.0	1	23.1	2	23.2	9
3		27.6		24.7	2	40.8		27.3	2	21.3		18.6	4
4		29.1		22.6	1	37.4		28.6		26.6		20.8	1
5	1	8.2		46.3	2	44.4		22.0		20.9		15.7	3
6		19.6		38.6	1	47.8		12.8		21.5		14.3	1
7		14.2		23.2		32.2		12.6		8.4		18.8	0
8		19.5		33.1		31.2		29.4		11.9		23.8	0
9		25.4		23.8		36.6		40.6		18.0			0
10		35.6		29.7		42.2		32.9		25.9			0
11		31.0		49.4		42.6		28.8		24.4			0
12		33.1		54.6		44.1		27.3		15.6			0
計	1		0		7		10		3		6		27
平均		22.9		35.1		41.0		27.4		20.5		18.3	

米国産チェリー、今季輸入終了 / 日青協

米国産チェリーの輸入が8月7日に終了した。

カリフォルニア州産は、昨年より4日早い4月21日の到着となったが、産地の天候異常もあり219,959カートン(前年比 48.9%)の入荷であった。ワシントン・オレゴン州産は予想通りの、255,997カートン(前年比 137.9%)であった。

なお、この集計は、いずれも会員分のみとなっています。

単位:(C/T=18LBS)

産地	揚地	千歳 AP	成田 AP	羽田 AP	大井 CY	本牧 CY	中部 AP	関西 AP	福岡 AP	合計	累計
カリフォルニア州	4月		5,525					1,244	117	6,886	6,886
	5月	90	93,541	19,741			674	32,675	5,161	151,882	158,768
	6月		44,912	6,590				8,282	1,407	61,191	219,959
	計	90	143,978	26,331	0	0	674	42,201	6,685	219,959	前年比 48.9%
ワシントン州 オレゴン州	6月		109,425	1,028			360	37,319	7,292	155,424	155,424
	7月		67,660		10,980	1,410		13,263	5,732	99,045	254,469
	8月		1,448					80		1,528	255,997
	計	0	178,533	1,028	10,980	1,410	360	50,662	13,024	255,997	前年比 137.9%

(日青協会員分の入荷量)

※小箱カートンは 18LBS に換算

催事予定 / 日青協

平成26年度「青果物流通技術講習会」(主催:日青協)

1. 日及び場所: 平成26年10月7日(火)

南青山会館(3・4号会議室) 東京都港区南青山5丁目7番10号 (電話) 03-3406-1365

2. プログラム(講演)

「青果物の生理(追熟等)」 13:30~14:30

講師:東京農業大学農学部 真子正史 客員教授

「青果物の流通・貯蔵技術」 14:40~15:40

講師:千葉大学大学院園芸学研究科 椎名武夫 教授

「青果物の貯蔵病害」 15:30~16:50

講師:(独)農研機構 長谷川美典 理事

※会員以外の方で特に受講を希望される場合には、有料(1日一人につき3,000円)です。会場の都合等によりお断りする場合があります。その際にはご了承くださいませ。

第2回東京セミナー「トレーサビリティの時代」(主催:一般社団法人日本トレーサビリティ協会)

1. 日及び場所: 平成26年10月14日(火)

東京国際フォーラム ホール B5(東京都千代田区丸の内3丁目5番1号)

2. プログラム

「欧米のトレーサビリティ関連法規について」

「加工食品工場における作業事故未然防止システムの構築事例」

「食品表示法施行に向けて」等

※【定員】300名(定員になり次第締切り)事前申込必要 <http://www.jtrace.jp/seminar/index.html>

農薬残留分析の現状と展望ー分析しなけりゃ始まらないー(主催:(独)農業環境技術研究所)

1. 日及び場所: 10月29日(水)つくば国際会議場 (エポカルつくば)

2. プログラム

HPLC-DAD による残留農薬分析の省溶媒化試料調製法など7講演

総合討論

※参加費は無料。詳しくは <http://www.niaes.affrc.go.jp/sinfo/sympo/h26/20141029.html>

農林水産物等輸出促進メールマガジン

輸出促進の関係については、8月5日の理事会において大友植物防疫課長により農林水産省の取り組みが紹介され、その際の資料については、日青協のホームページに掲載したところです。その関連のメルマガのURLを紹介いたします。ご興味のある会員の方は農林水産省ホームページで登録すれば定期的にメールマガジンが送付されてきます。

<http://mailmag.maff.go.jp/c?c=4320&m=80124&v=4a627442>